

イノベーション制度に関する考察

2023/7/13 (株)リクルートホールディングス
税務統括部長 安妻貴裕

エグゼクティブサマリー

当研究会においては、昨今グローバルにイノベーション拠点の立地競争が勃発している中で、我が国が諸外国との比較においてイコールフットイングを実現するための制度検討が行われている。その中でも**GAFAMのような米国テクノロジー企業に対抗するために必要なイノベーション制度**という切り口で、以下のアジェンダに沿ってご説明させていただく。

1. リクルートグループの全体像
2. 日米における試験研究費の差異
3. イノベーション促進税制に関する提言
4. イノベーションボックス税制に関する提言
5. その他イノベーション制度に関連する提言

1. リクルートグループの全体像

各SBUごとに統括会社が日本、米国、アイルランド、オランダに設置され、税務チームは全ての統括会社に配置、テック系開発本部は日本と米国に配置。
2015年3月期の上場を機にグローバル展開を加速。

Recruit Holdings
日本
 売上収益: 3兆4,295億円
 (内部売上調整: 326億円)
 当期利益: 2,717億円

※SBU = Strategic Business Unit
 戦略的事業単位：一つの企業グループの中で、独立した事業戦略の策定と実行を行う事業単位
 ※売上収益・当期利益は2023年3月期実績
 ※在庫のないビジネスが特徴

HR Tech SBU
米国・アイルランド
 売上収益: 1兆1,161億円

indeed glassdoor

M&S SBU
日本
 売上収益: 7,607億円

suumo HOT PEPPER beauty

HOT PEPPER カ-センサ-
 ガルメ

リクルートNEXT RECRUIT AGENT

ゼクシィ

スタディサプリ リクルート

TOWN WORK AirPAY

Staffing SBU
オランダ
 売上収益: 1兆5,853億円

RGF Staffing the Netherlands RGF Staffing UK

RGF Staffing Belgium RGF Staffing France

RGF Staffing Germany RGF Staffing APEJ

RECRUIT Recruit Staffing Co., Ltd. STAFF SERVICE GROUP

Staffmark Group CSI Companies

2014年3月期

2023年3月期

海外売上 0.3兆円 24%
 日本売上 0.9兆円 76%



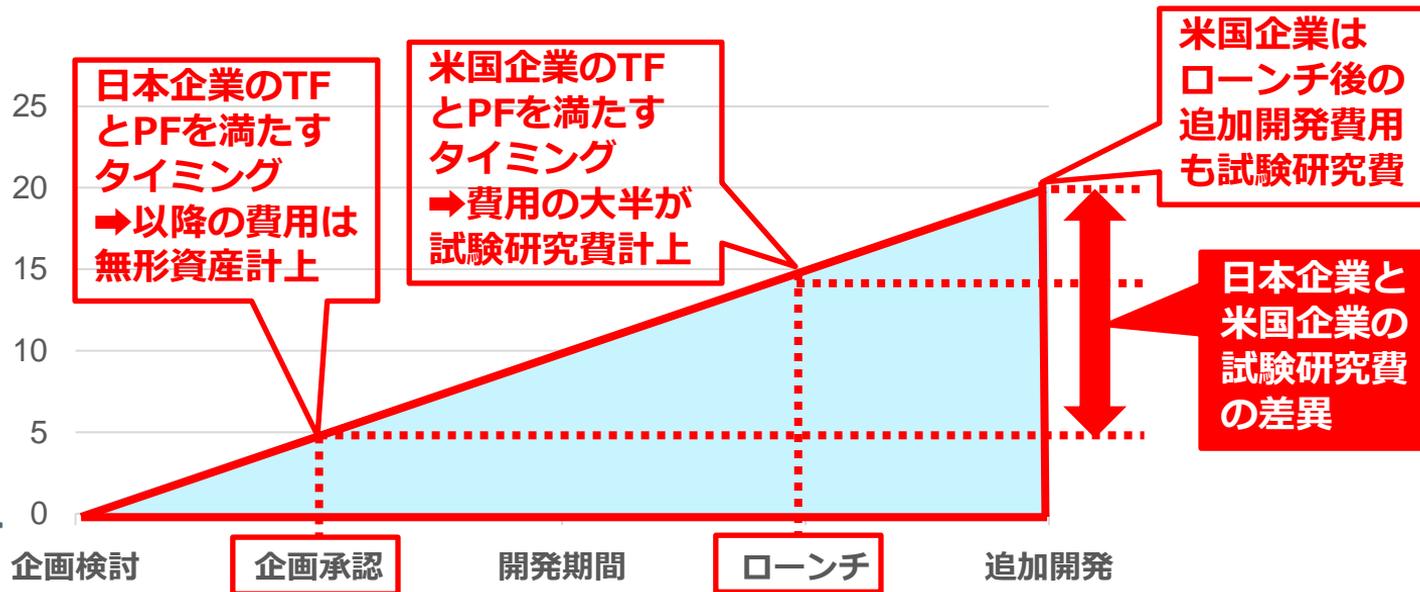
海外売上 1.9兆円 57%
 日本売上 1.5兆円 43%



2. 日米における試験研究費の差異 (1/3)

● 日本企業と米国企業の差異要因

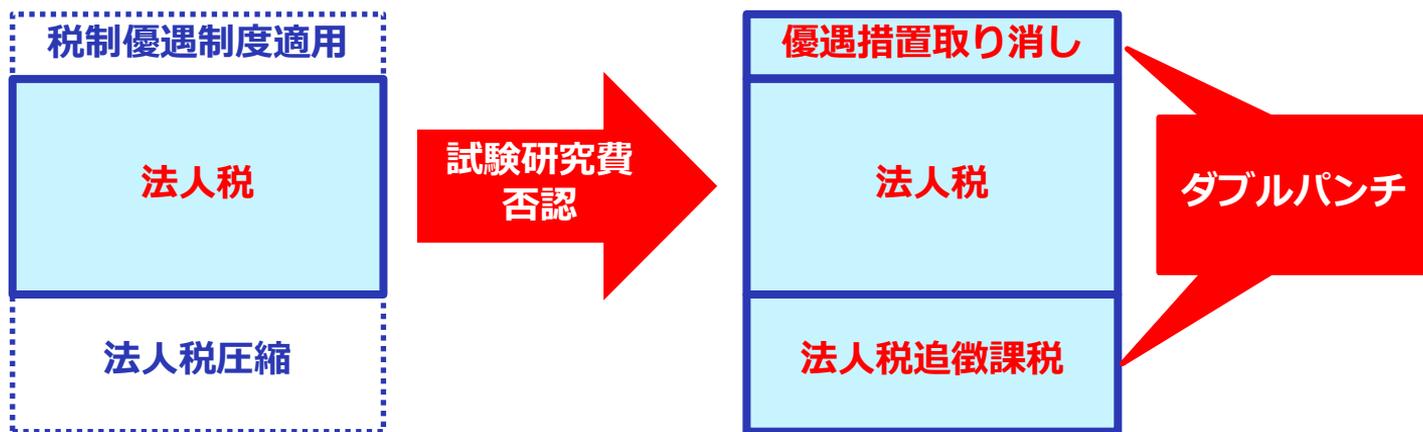
日本の会計基準においても米国の会計基準においても、試験研究費として費用計上されるものと、ソフトウェアをはじめとする無形資産として資産計上されるものを区分する基準は同じであり、Technical Feasibility (TF:技術的実現可能性) と Profitable Feasibility (PF:投資回収実現可能性) を満たしたタイミング。しかしながら、実務的な運用は大きく異なっているのが現状。また、ローンチ後の追加開発費に関する取扱いに関しても、日本企業と米国企業で差異が存在する。



2. 日米における試験研究費の差異 (2/3)

●日本企業と米国企業の差異要因

同一基準でありながらも日本企業と米国企業で実務的な運用が異なる結果として、たとえ日本と米国で同一条件の税制優遇制度が導入されたとしても、優遇措置を享受できる金額は大きく異なる。これらの違いは、過去からの日本企業に対する税務調査において、試験研究費が否認されて無形資産計上を求められ続けてきた歴史的背景に起因するものと考えられる。試験研究費が否認されると、費用加算による法人税の追徴課税と優遇措置取り消しによる追徴課税の所謂ダブルパンチとなり、日本企業としては保守的に無形資産計上の処理を取らざるを得なくなったのが実情。



2. 日米における試験研究費の差異 (3/3)

● 開発費用のアロケーション

日米の差異とは話が異なるが、多国展開する商品を開発する場合、開発費用のアロケーション方法は企業によってまちまち。大まかには下記のようなパターンに分類されるものと考えられる。

① 開発費用を売上見込みに応じて地域別に按分／ローカライズ費用は各地域に計上

→ 売上見込みと実績に大きな乖離の出るケースが課題

② 開発費用を発売する地域に均等配分／ローカライズ費用は各地域に計上

→ 商品発売後、新たに追加で発売する地域が決まるケースが課題

③ 開発費用をメインの地域に計上／その他の地域にはローカライズ費用のみ計上

→ 商品発売時期が地域によって決算期を跨ぐケースが課題

(例)	日本	米国	欧州	合計
①	500	400	300	1,200
②	400	400	400	1,200
③	1,000	100	100	1,200

この点において、イノベーション制度を検討する際には、アロケーション方法の違いにより優遇措置の金額に差が出ることがないように留意が必要。

3. イノベーション促進税制に関する提言

● 日本企業と米国企業のイコールフィッティング

- ① 税務調査が絡む歴史的背景を乗り越えて、日本企業と米国企業のイコールフィッティングを実現するためには、試験研究費をベースとした既存の「研究開発促進税制」の改正ではなく、無形資産をベースとした「イノベーション促進税制（仮称）」を新規に制定し、並存させることが現実的なソリューション。そうすることにより、税務調査で試験研究費が否認されて資産計上を求められたとしても、それがイノベーション促進税制の対象となり、これまでのようなダブルパンチを回避もしくは軽減できるので、企業としても積極的に両制度を活用し易い。
- ② イノベーション促進税制の対象となる費用は「工学的・自然科学的な基礎研究、応用研究及び開発・工業化等」というような税務調査において調査官と企業の間で見解の相違が生じやすい表現は極力排除した形で「自社開発の無形資産創出に要した費用」というような表現とすることが望ましい。調査官は税務調査のスペシャリストではあるかもしれないが、研究開発のスペシャリストではないので、その調査官に開発内容の判断を委ねること自体に無理がある。
- ③ 昨今のプロダクト開発がクロスボーダーで進められることは常識とも言え、委託先の日本企業がその一部を海外企業に再委託することも考えられるため、イノベーション促進税制の対象から海外企業への支払いを控除する考え方は今の時代にそぐわない。またイノベーション促進税制の対象を国内企業への支払いに限定することが、日本企業の技術の進歩を遅らせる要因にもなりかねないことから、海外企業への支払いも対象に含めるべき。

4. イノベーションボックス税制に関する提言

●日本企業と米国企業のイコールフィッティング

- ① どの企業においても移転価格税制の観点から、**Marketing IPとPlatform IP**には各々ロイヤリティ料率が設定されていることから、その区別をすることは容易と推察。よって「**イノベーションボックス税制（仮称）**」を新規に制定する場合、その対象をPlatform IPのみに限定するのか、Marketing IPとPlatform IP両方にするのかは**決め事の範疇**。
- ② Marketing IPに関しては、プロダクトがローンチされる前に展開国における商標権等の事前調査が行われるのが一般的だが、Platform IPに関しては、開発途中に特許権や著作権等を発生の都度申請しているケースは稀。開発したプロダクトを他国展開する際に、知的財産権があろうとなかろうと、その利用料としてロイヤリティを徴収するのが一般的。よって、イノベーションボックス税制を制定する場合には、**知的財産権の有無に関わらず、海外からのロイヤリティ収入の全額を対象**とすべき。
- ③ 日本の法人税率は30%超で他国と比較すると極めて高い税率となっていることから、それを逆手にとってイノベーションボックス税制の税率は、例えば5%等の思い切った低い税率を採用すべき。OECDで議論されているPillar2が導入されれば、**法人税率の低い国がパテントボックス税制等で低い税率を採用**すると、ミニマムタックスとして定められる**国別の実効税率が15%を下回る可能性が高いが、法人税率の高い日本がイノベーションボックス税制で低い税率を採用しても、国別の実効税率が15%を下回る可能性は低い**。

5. その他イノベーション制度に関連する提言（1/2）

● 税額控除額の繰り越し

研究開発促進税制をはじめとする各種税制優遇制度は、課税所得に応じた上限が設定されており、そもそも課税所得がマイナスの場合は適用できない。そのため、赤字覚悟で初期投資を行った際には優遇措置を享受できず、成功して利益が出始めた頃に今度は税務調査で試験研究費ではなく無形資産計上を求められるため、これまた優遇措置を享受できない。やはり課税所得がマイナスで優遇措置を享受できなかった金額や課税所得に応じた上限を超えた金額を将来に繰り越して享受できる仕組みが必要。また開発及び製品のライフサイクルを加味すると、繰越期間は繰越欠損金と同様に10年間とすることが望ましい。これは全ての税制優遇制度に対して同様のことが言え、タイミングにより運不運が生じる状況は排除すべき。

● 株価影響

試験研究費として計上される費用が少ない日本企業は米国企業と比較して、将来への投資に消極的と見られて株価が低く見積もられる傾向にある。やはり海外投資家に対して、同一基準でありながら、実務的な取り扱いが異なるという説明は、なかなか理解が得られない。仮に研究開発促進税制とイノベーション促進税制の並存が実現した暁には、有価証券報告書等の開示においても、両制度で集計した金額を研究開発費の総額として開示することも可能となり、海外投資家の誤解を払しょくすることによる株価上昇も期待できる。

5. その他イノベーション制度に関連する提言（2/2）

● 各国租税条約

配当、利子及び使用料に関しては、各国租税条約に基づいて、**源泉徴収される国とされない国**が存在し、加えて**外国税額控除が適用される国とされない国**も存在する。よって今回のイノベーションボックス税制を各国の Patent Box 税制等と比較する際には、その点も考慮することが必要。日本の場合は、利子及び使用料に関しては源泉徴収されても外国税額控除が適用されるが、時間的価値や外国税額控除の手続きに伴う工数を考えると、**源泉徴収されないことが望ましい**。また当然のことながら、95%益金不算入の外国子会社配当に関しては外国税額控除が適用されない。やはりできるだけ多くの国と配当、利子及び使用料の全てにおいて**源泉徴収が不要となるよう租税条約を締結することが、イノベーション拠点の立地競争においても有利に働く。**

● 機能通貨

日本でIPを保有した場合、企業によってはグループ内の金融統括会社を通して、ロイヤリティ回収により外貨が日本円に転換されることを回避する企業があるかもしれないが、金融統括会社を所有していない企業は**未収入金のまま放置すると移転価格や為替差損益のリスクに晒される**一方で、**支払いを実行すると日本円に転換されてしまうというジレンマを抱える**。仮に日本においても**機能通貨の考え方が採用されて、金融統括会社の法整備が進めば、日本企業が日本に金融統括会社を保有するという新たな選択肢**が生まれる。